23年度の保険料率は前年度

し同じです。また、

、保険料

歳 院

未 医

満

の

方

の

負担額が減額されます 療機関に提示すると、自己 準負担額減額認定証」を医 りますが、「限度額適用・標

費 い

の 額

れている方には7月21日 保険料が年金から天引きさ

玉

代とは別に、食事代がかか

入院すると、

、診療費、

月1日現在の住民登録地の 転入した方は、平成23年1

市区町村が発行した世帯全

人院時の食事代を減額

(木) に発送します。 平成

険証を送付します

病院などの窓口で支払う

70歳未満の方が入院をし

23年度住民税が非課税の世健康保険加入者全員の平成

されます。申請をしていな

346)

9529

第1段階

第2段階

第3段階

第4段階

第5段階

第6段階

第7段階

第8段階

第9段階

年金から

天引き

(特別徴収)

納付書で

納める

(普通徴収)

Ŏ

院日数が90日を超えている ※申請日以前の1年間の入 のあるもの)が必要です。 税証明書(所得金額の記載 員の平成23年度住民税非課

食事代がさらに減額

●負担割合が変わる方に保

窓 入 70

支

払 療

対

世帯主および国民

合わせください。 の軽減については、 納入通知書を7月13日(水)

齢者医療係☎42

346

世 住

の 非

方 課

は

帯の方(右表の②、

3

2

※平成23年1月2日以降に

保険年金課後期高

民 帯

税

に発送します。

また、4月以降、すでに

医療保険料額決定通知書と

平成23年度の後期高齢者

さい。 問合せ

きいき通信」でご確認くだ

度額で済みます。

合が発行する広報「東京

京都後期高齢者医療広域連

掲示すると、医療機関の窓

合、「限度額適用認定証」を

て高額な医療費がかかる場

入院時の食事代の自己負担額(1食当たり)

分

般

90日以内

②のうち、所得が一定基準に満たない

険料額決定通知書と納入通

納付方法

期

65歳以上の方に、介護保

られています。

状況によって決定されます平成22年中の所得や課税の平成23年度の保険料は、

体で支え合う制度で、皆さ

送します。

知書を7月8日

金

介護保険は介護を社会全

納入通知書を発送

介護保険料額決定通

知

んの介護保険料により支え

過去1年間の入院が

過去1年間の入院が

90日を超えている

口での支払いが自己負担限

住民税非課税の

世帯に属する方

(③以外の方)

の返信用封筒または窓口に すので、古い保険証は同封 は新しい保険証を送付しま す。負担割合が変わる方に

て必ず返却してください。

詳しくは、7月中旬に東

●保険料額決定通知書を送

教育に功労のあった方の表

6月24日 (金) に、市の

廣田経夫

(前十一小校長)、

水野正志

(前十四小校長)、

廣田幸男 (四中校長)、五十

個人または団体 与されました(敬称略)。

神山和平、清水和子、清水 昭三、向野弘、髙橋信博、村正男、大久保春男、田村 あゆみ、福島和宏、加藤稔、 深谷勉、井上公孝、小野義雄 浅見三二、浅見美奈子、中 芸大学、髙杉啓、中島志知、 岸野昌、中島良平、東京学 植竹辰男、岸野喜美利、

までに終了する方を除く)

※選考は選考審査会で行 クシミリ、電子メール可)

は応募できません。

※ほかの審議会などの公募

え、問合せ先へ(送付、ファ 職業、電話番号を記入のう

委員(任期が平成23年9月

前 一小校長)、

>退職者 藤原裕

の方に表彰状、感謝状が授 彰式が市役所で行われ、次 学童農園に協力している 児就学相談専門員)、 員)、西村章次(前心身障害 司・紙尾健二 (前学校医) 茜 飯塚幸子·野田香織·永嶋 石裕也•高原香織•竹内愛• 髙橋雅子(前青少年委員)、 順子·山城誠一·中空善彦 眞二(前一中副校長)、杉本 土井孝典・中坪太久郎・白 木英子・近藤弘子・井上裕 (前特別支援教育巡回相談 (前図書館協議会委員)、 (前教育相談員)、森正樹

平成23年度保険料の

医療費の一部負担金の割合

は、毎年8月1日に前年

金額

260円

210円

160円

100円

所得に基づいて見直されま

校歯科医)、織田善子(前学

委員会委員を募集 行財政再構築推進

集します。 応募資格 組みの進ちょく状況などに 政再構築プランを策定しま 向付けを行う、第2次行財 後5年間の行財政運営の方 意見や助言をする委員を募 した。プランで掲げる取り 市では、平成22年度に今 市内在住の方

を、平日に市役所で開催す ※任期中、6回の委員会 9月までの3年間 期 10月から平成26年 3 人

任

※第2次行財政再構築プラ で販売しているほか、市政 (市役所1階)で1部百円 は、市政資料コー

えるこれからの市民と市役 政とが対等な立場で協働し で(必着)に、「わたしが考 構築プランでは、市民と行 所の関係」(第2次行財政再 て公共サービスを担う「新 い公共空間」の形成を基 7月25日 (月) ま 1万2千円(日額) れます。 **25** 042 問合せ 行政経営課 (〒87 階)、図書館、公民館、小平資料コーナー(市役所1 EAX 042 (346) 9513 **-8701** 小平市役所) (346) 9756

排 責任技術者に関する 水 設 備 I

住所、氏名、性別、年齢、 た作文(8百字程度)に、

び更新講習の実施者が、 事責任技術者資格試験およ 部長」から「東京都下水道 「日本下水道協会東京都支 6月3日から排水設備下

す。また、応募書類は、返

結果を全員に通知しま

技術者は、新たに東京都下 水道局で登録を行うことに

制 度

局長」に代わりました。

更

同時に排水設備工事責任

⊠gyoseikeiei@city.k odaira.lg.jp 事

げています)をテーマにし 本的な視点の一つとして掲

ナー

ちください。 書または入院証明書をお持

通

70歳以上の方 ※認定証の取得には事前由 ください。 請が必要です 22日 (金) 年度分が必要な方は、7月 は、6月下旬に申請書類を 日が更新日です。平成22年各認定証は、毎年8月1 送付しましたので、平成23 度の認定証をお持ちの方に までに申請して

19,400円

19,400円

30,200円

38,800円

43,200円

47,500円

54,000円

59,100円

64,800円

75,600円

納

年8回(7月~翌年2月)

年 6 回(年金支給月の 4 月・6 月・8 月・10月・12月・翌年 2 月) ※受給されている年金から天引き。

※納入通知書で指定の金融機関

振替をご利用になれます。

から納めていただくか、口座

受けられないことがありま ある場合は、制度の適用を ※国民健康保険税の滞納が

表 1 平成23年度 65歳以上(第1号被保険者)の段階別保険料(年額)

生活保護の受給者、中国残留邦人等の支援給付 受給者、または老齢福祉年金の受給者で、本人

市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と前年の公的年金等の収入金額の合計が80万円以下

本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者が

いる場合で、前年の合計所得金額と前年の公的

本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者が いる場合で、特例第4段階に該当しない

本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125

本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125 万円以上200万円未満

本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200

本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400

本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700

象

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金

●老齢(退職)年金・遺族年金・障害

●年度の途中で所得段階が変更になっ

●年度の途中で65歳(第1号被保険者)

方 (受給していない方を含む)

年金などの年金が年額18万円未満の

対

などの年金が年額18万円以上の方

介護保険料の納め方

ほか

市民税非課税世帯で第2段階に該当しない

年金等の収入金額の合計が80万円以下

万円以上400万円未満

万円以上700万円未満

および世帯全員が市民税非課税

問合せ 保険 横者証、印鑑 国民は 役所1階)、東部·西部出張申請窓口 保険年金課(市 部出張所、動く市役所で受所、動く市役所(東部・西 国民健康保険被保 保険年金課 後日送付) Ŧ

ホームページでご覧にな れます の登録を受けた者とみなさ を除く)の各下水道管理者 都内全域(島しょ部

www.gesui.metro.to 問合せ 下水道課金2 kyo.jp) をご覧になるか、 局のホームページ(http:// お問い合わせください。 詳しくは、東京都下水道

46) 9560

となる「保険料免除制度(全 難な場合には、申請により 保険料を納付することが困 保険料の納付が免除・猶予 経済的な理由で国民年金

3

込み多数の場合は抽選)

合せ 中央図書館

042

当 40 日 人

午後1時

順分**申定** か**込** ら**み**員

会場で受付

(先着

申 定

込み

会場へ

审

ところ

市役所6階大会議

午後2時から

員

貴 10

保険料免除などの申請

65歳以上 の方

度」があります。 額•一部)」、「若年者納付猶

翻翻

会

您

0

4

56

 $\begin{array}{c} 1\\ 4\\ 1\\ 1\end{array}$

午後2時

5~4時

ところ中央公民館学習室

れない場合があります。 金・遺族基礎年金が受けら けず保険料が未納の状態 したりすると、障害基礎年 で、障がいを持ったり死亡 保険料の免除・猶予を受

◆第2回

図書館協議会

問 順 合 せ

障害者福祉課費(2)

それぞれ傍聴できます

圆

程

分**申定** か**込** ら**み員**

、会場で受付(先着3日、 当日、午後1時30 当日、午後1時8 1

成22年7月分~平成23年6 月分)の免除申請、若年者 年金受付窓口でできます。 をしている市区町村の国民 なお、平成22年度分(平 申請手続きは、住民登録

議と午

ころ 中央図書館2階会

◆ フ 月

教育委員会定例会

346

9540

とき

7 月 22 日

金金

後2時から

き 7月14日 (木)

問合せ 保険年金課金 月1日までです。 猶予の受付は、平成23年8 (346) 9531, 画 (345) 1246 |第2回 障がい者福祉計

野年金事務所20422

討委員会 第三期障害福祉計画検 き 7 月 19 日

問

合せ

教育庶務課

T

(346) 9568

火

(表2)のとおりです。

●保険料の軽減措置

難な方に、保険料の軽減措低所得者で特に生計が困 置があります。

> 受給者を除く)または第3 中国残留邦人等の支援給付 第1段階(生活保護受給者:

対象次の 次の要件すべてに

保険料徴収の所得段階が

段階 ▽前年の収入合計額が1人 帯構成員が1人増えるごと

※口座振替未登録の方に、口座 25万円を加算)以下 ▽預貯金の合

計額が1人世

振替依頼書を納入通知書とい っしょに送付します。 帯構成員が1 百5万円(世 帯の場合は3 へ増えるごと

準に該当する 第以下 >そのほか、 に百万円を加

になった方 ●現況届の未提出などで年金が支給停 止となった方 申請してくだ 異なりますの 福問 ※申請時期に 方は、早めに Ç より軽減額が こと 祉理 該当する 課 7

(346))**日**介 9042護

た方